

広告付きおくやみガイドブックの提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区役所や支所等の窓口で使用する広告付きおくやみガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の提供を受け付ける場合の手続、ガイドブックの使用の決定に係る手続、ガイドブックの記載内容等について定めるものとする。

(提供者の決定)

第2条 ガイドブックの提供の申出は、別に定める期間に受け付けるものとし、類似業務の実績、申出の内容等を総合的に勘案して提供する者（以下「提供者」という。）を決定する。

(決定機関)

第3条 ガイドブックの仕様及び提供者を決定するため、おくやみガイドブック審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (2) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- (3) 市民文化局市民生活部庶務課長
- (4) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (5) 川崎区役所区民サービス部区民課長

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、市民文化局コミュニティ推進部長とし、委員会の副委員長は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長とする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が当該委員の職務を代理することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。ただし、やむを得ない事情により委員会の会議を招集できないとき、あるいは、第2条に定める受付期間に、2以上の者から申出がなかった場合については、各委員の意見を聴取することにより委員会の会議に代えることができる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理する。

(広告内容等の決定)

第6条 広告内容等の審査、ガイドブックの使用、提供受入中止の決定等については、市民文化局長が行うものとする。ただし、必要に応じて、市民文化局長はガイドブックを使用する所管区域の区長と協議するものとする。

(記載事項)

第7条 ガイドブックの記載について、区役所や支所等に関する記載部分には、窓口等の名称、所在地、電話番号、ロゴマークその他指定する事項を記載する。

2 前項に規定する事項に関しては、ガイドブックを使用する所管区域の区長が決定する。

3 ガイドブックの広告の記載部分は、10ページ以下とする。

(審査)

第8条 市民文化局長は提供者及び広告掲載を希望する広告主(以下「広告主」という。)から、提供者及び広告主が次の各号(以下「暴力団員等」という。)に該当しない旨の誓約書及び神奈川県警察本部長に対して暴力団員等の排除対象者であるか否か確認する旨の同意書を提出させ、必要に応じて神奈川県警察本部長に対して暴力団員等の排除対象者であるか否か確認を行うものとする。

(1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(4) 条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(5) 条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

2 前項の確認等により提供者が暴力団員等と認められた場合は、提供を受け入れない。

3 前項の確認等により広告主が暴力団員等と認められた場合は、広告を掲載しない。

4 広告主が誓約書及び同意書の提出を拒んだ場合、広告を掲載しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市民文化局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。